

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和7年1月24日受付分)

名称

特定非営利活動法人  
R.M.C.

縦覧期間

令和7年1月24日(金)から  
令和7年2月7日(金)まで

# 特定非営利活動法人R. M. C. 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人R. M. C. という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県豊岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、但馬地域に住む人々に対して、地域活性化マネージャーの育成、非営利活動を行う団体の支援、高齢者・障がい者の支援、運動・スポーツの振興及び普及に関する事業を行い、まちづくりや経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 地域活性化マネージャーの育成事業
  - ② 非営利活動を行う団体を支援するための事業
  - ③ 高齢者・障がい者を支援するための事業
  - ④ 運動・スポーツの振興及び普及を図るための事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の趣旨に賛同していただける個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### （議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数、出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録を作成した者の氏名

## 第6章 理事会

#### （構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### （権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### （開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会日の3日前までに各理事に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 4 理事全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

#### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第4項の場合を除き、同条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の摘要については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併



#### (定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、認証を要する事項として法第 25 条第 3 項に規定する事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

#### (合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 9 章 公告の方法

#### (公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトに掲載して行う。

### 第 10 章 雑則

#### (細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	新免	将
副理事長	田沼	耕史
同	清水	寛
理事	松下	慶子
同	佐竹	隆幸
監事	森井	智子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日で終了する事業年度の後に開催する社員総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 5,000 円
  - (2) 会費 年額 10,000 円

## 令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人R.M.C.

### 1 事業実施の方針

設立初年度に引き続き、法人としての組織基盤を確立することを第一義としつつ、法人の活動内容について積極的に広報し、会員や事業参加者の拡大を目指す。

具体的な取り組み事業は、下記の通りとする。

#### (1) 地域活性化マネージャーの育成事業

地域活性化事業に積極的に取り組みたいと考えている人を育成するため、講習会を開催し、地域で活躍できる人材を育てる。

#### (2) 非営利活動を行う団体を支援するための事業

豊岡市の非営利活動に関する施策や各種情報を積極的に伝えるとともに、豊岡市で非営利活動をしたいと考えている人や団体の交流の場を持ち、人材や団体をマッチングさせ、側面的にそれら人材や団体を支援するための事業

#### (3) 運動・スポーツ振興及び普及をはかる為の事業

サッカーをはじめとするスポーツクラブの運営。地域の宿泊、観光業者と連携してのスポーツ合宿、スポーツ大会の実施及び誘致

### 2 事業実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動にかかわる事項

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
地域活性化マネージャーの育成事業	講習会・勉強会の開催	年4回程度	豊岡市内	名	地域活性化事業に組みたいと考えている人 約10名	300
非営利活動を行う団体を支援するための事業	メールや書面による情報発信	随時	豊岡市内外	1名	豊岡市の非営利活動に関する施策や助成金等の情報を希望する人や団体尾	100
非営利活動を行う団体を支援するための事業	交流会の開催	年1回	豊岡市内	3名	豊岡市で地域活性化に携わりたいと考えている人や団体	200
高齢者・障がい者を支援するための事業	独居老人・障がい者への買い物支援・家事サービス	随時	豊岡市内	5名	豊岡市に住む独居老人や障がい者で、サービスを希望する人 約30人	0

運動・スポーツの振興及び普及をはかるための事業	スポーツクラブの運営等に関わる事業	通年	豊岡市内	10名	但馬地域はじめ近隣の小中学生	200
-------------------------	-------------------	----	------	-----	----------------	-----

# 令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人R.M.C.

## 1 事業実施の方針

設立初年度に引き続き、法人としての組織基盤を確立することを第一義としつつ、法人の活動内容について積極的に広報し、会員や事業参加者の拡大を目指す。

具体的な取り組み事業は、下記の通りとする。

### (1) 地域活性化マネージャーの育成事業

地域活性化事業に積極的に取り組みたいと考えている人を育成するため、講習会を開催し、地域で活躍できる人材を育てる。

### (2) 非営利活動を行う団体を支援するための事業

豊岡市の非営利活動に関する施策や各種情報を積極的に伝えるとともに、豊岡市で非営利活動をしたいと考えている人や団体の交流の場を持ち、人材や団体をマッチングさせ、側面的にそれら人材や団体を支援するための事業

### (3) 運動・スポーツ振興及び普及をはかる為の事業

サッカーをはじめとするスポーツクラブの運営。地域の宿泊、観光業者と連携してのスポーツ合宿、スポーツ大会の実施及び誘致

## 2 事業実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動にかかわる事項

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
地域活性化マネージャーの育成事業	講習会・勉強会の開催	年4回程度	豊岡市内	名	地域活性化事業に組みたいと考えている人 約10名	300
非営利活動を行う団体を支援するための事業	メールや書面による情報発信	随時	豊岡市内外	1名	豊岡市の非営利活動に関する施策や助成金等の情報を希望する人や団体尾	100
非営利活動を行う団体を支援するための事業	交流会の開催	年1回	豊岡市内	3名	豊岡市で地域活性化に携わりたいと考えている人や団体	200
高齢者・障がい者を支援するための事業	独居老人・障がい者への買い物支援・家事サービス	随時	豊岡市内	5名	豊岡市に住む独居老人や障がい者で、サービスを希望する人 約30人	0

運動・スポーツの振興及び普及をはかるための事業	スポーツクラブの運営等に関わる事業	通年	豊岡市内	10名	但馬地域はじめ近隣の小中学生	200
-------------------------	-------------------	----	------	-----	----------------	-----

令和6年度 特定非営利活動に関わる事業 会計支出予算書

令和6年4月から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 R,M,C

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入金収入			
会費	100,000		
入金	50,000	150,000	
2 事業収入			
地域マネージャーの育成事業収入	300,000		
非営利活動を行う団体を支援するための事業収入	300,000		
高齢者・障がい者を支援するための事業	0		
運動・スポーツの振興及び普及をはかる為の事業	200,000	800,000	
3 寄付金収入			
個人	0		
団体	0	0	
4 補助金収入			
	0	0	
経常収入合計(ア)			950,000
II 支出の部			
1, 事業費			
地域活性化マネージャーの育成事業費	300,000		
非営利活動を行う団体を支援するための事業費	300,000		
運動・スポーツの振興及び普及をはかる為の事業	200,000	800,000	
2, 管理費			
旅費交通費	30,000		
通信費	10,000		
会場費	72,000		
印刷費	20,000		
消耗品費	8,000	140,000	
経常支出合計(イ)			940,000
経常支出差額(ウ)			10,000
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入	0		
その他資金収入合計(エ)	0		
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
その他資金支出合計	0	0	0
2 予備費	0		
その他資金支出合計(オ)	0		0
その他資金支出差額(カ)			0
当期収支差額(キ)			10,000

前期収支差額(ク)			10,000
次期繰越収支差額			10,000



令和7年度 特定非営利活動に関わる事業 会計支出予算書

令和7年4月から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 R,M,C

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入金収入			
会費	100,000		
入金	50,000	150,000	
2 事業収入			
地域マネージャーの育成事業収入	300,000		
非営利活動を行う団体を支援するための事業収入	300,000		
高齢者・障がい者を支援するための事業	0		
運動・スポーツの振興及び普及をはかる為の事業	200,000	800,000	
3 寄付金収入			
個人	0		
団体	0	0	
4 補助金収入			
	0	0	
経常収入合計(ア)			950,000
II 支出の部			
1, 事業費			
地域活性化マネージャーの育成事業費	300,000		
非営利活動を行う団体を支援するための事業費	300,000		
運動・スポーツの振興及び普及をはかる為の事業	200,000	800,000	
2, 管理費			
旅費交通費	30,000		
通信費	10,000		
会場費	72,000		
印刷費	20,000		
消耗品費	8,000	140,000	
経常支出合計(イ)			940,000
経常支出差額(ウ)			10,000
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入	0		
その他資金収入合計(エ)	0		
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
その他資金支出合計	0	0	0
2 予備費	0		
その他資金支出合計(オ)	0		0
その他資金支出差額(カ)			0
当期収支差額(キ)			10,000

前期収支差額(ク)			10,000
次期繰越収支差額			20,000